広島県報

号外

第45号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

規則

▽広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……（青少年・地域安全室）……一

告示

▽県営住宅の使用料徴収事務の委託の解除……（住宅室）……一

公布された規則のあらまし

★ **広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第二十五号）（青少年・地域安全室）

一　改正の要旨

広島県立吉田少年自然の家が安芸高田市へ移管されたことに伴い、必要な改正を行った。

二　施行期日

平成十九年四月一日

規則

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十一日

広島県知事　藤田雄山

広島県規則第二十五号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

広島県青少年健全育成条例施行規則（平成四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表広島県立吉田少年自然の家の項中「広島県立吉田少年自然の家」を「安芸高田少年自然の家」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告示

広島県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって委託した県営住宅及び県営住宅駐車場（県営第二上安住宅及び県営平成ヶ浜住宅に係るものを除く。）の使用料徴収事務について、次のとおりその委託を解除した。

平成十九年三月三十一日

広島県知事　藤田雄山

委託を解除した相手方		委託を解除した年月日
名称	住所	
広島県住宅供給公社	広島市中区大手町二丁目一一番一五号	平成一九年三月三一日